

基安労発 0701 第 1 号
令和 7 年 7 月 1 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）

平素より、労働衛生行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

『「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について』（令和 5 年 7 月 31 日基発 0731 第 1 号、保発 0731 第 4 号）では、定期健康診断等及び特定健康診査の実施と保険者への情報提供の方法等について示しており、特定健康診査の必須項目である服薬歴及び喫煙歴を含む問診については、一般健康診断問診票を用いて行うこととし、これまで御協力を頂いているところです。

こうした中、昨年度の労働政策審議会安全衛生分科会において、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要であることから、職場における健康づくりに関し、様々な方法により歯科受診につなげるよう、必要な周知強化を図ることが適当とされたところです。

については、下記により、一般健康診断問診票中の特定健康診査の「標準的な質問票」の歯科項目を活用し、労働者の口腔の健康の保持・増進に向けた口腔保健指導のより一層の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

記

別紙 1 の一般健康診断問診票の質問 9～30 は特定健康診査の「標準的な質問票」と同一の項目となっている。一般健康診断問診票のうち、歯科の質問項目である質問 21「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。」に対し、
・「②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある」、
又は、
・「③ほとんどかめない」
と回答した労働者について、歯科医療機関への早期受診を確実に勧奨すること。

その際、別紙2の歯科早期受診勧奨リーフレットを交付するとともに、別紙3の標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）の「標準的な質問票の解説と留意事項」を参考にして声かけするなど、対象となる労働者に分かりやすく伝達すること（一般健康診断問診票質問21は、特定健康診査の「標準的な質問票」質問13に該当）。

<参考>

- ・別紙1 「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正について（令和5年7月31日基発0731第1号、保発0731第4号）別添1の2一般健康診断問診票
- ・別紙2 歯科早期受診勧奨リーフレット
https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf
- ・別紙3 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（抜粋）

(別記)

(公社) 全国労働衛生団体連合会会長

(公社) 日本人間ドック・予防医療学会理事長

(一社) 日本総合健診医学会会長

(公財) 結核予防会理事長

(公社) 全日本病院協会会長

(一社) 日本病院会会長

(公財) 予防医学事業中央会理事長